

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
3 年 第 1 8 号	3. 9. 8	<p>茨城県職員の採用に国籍条項を設ける条例の制定に関する陳情</p> <p>現在、茨城県においては2名の外国人(中国籍、韓国籍各1名)が任期付き職員として採用されている。</p> <p>地方公共団体も国家の一部であり、国家の命運の担当者である日本国民によりその運営はなされるべきものである。</p> <p>かつ、茨城県職員として、職能を得、生計を立てる機会は同様に日本国民にこそまず保障されるべきものである。</p> <p>また、外国人は、その所属国の法令等の拘束を受けるものであり、これを職員として採用することは、日本国、茨城県、茨城県民の安全と利益を害する危険を招来する。</p> <p>よって、下記事項を陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 茨城県職員の採用に国籍条項を設ける条例を制定すること。</p>	個人	総務企画